

石川労働局発表
令和5年11月28日(火)

【照会先】
石川労働局労働基準部賃金室
室長 南出 清一
賃金指導官 石間 康時士
電話 076(265)4425

報道関係者 各位

石川県内4つの**特定最低賃金**が改正されます！

石川労働局長(長嶋 政弘)は、令和5年10月13日から同年10月27日までの間に、石川地方最低賃金審議会(会長 高見 俊也 株式会社北國新聞社 論説委員会 委員長)から答申のあった4つの特定最低賃金()の改正決定について、期日までに異議の申出がなかったことから同答申どおり改正することを決定し、11月14日から11月28日の間に官報に公示しました。

なお、今回の改正決定の概要は、下表のとおりです。

() 特定最低賃金

最低賃金法第15条に基づき、特定の産業を営む事業場の労働者に適用される最低賃金で、原則として地域別最低賃金である石川県最低賃金(時間額 933円)より高い金額水準で設定されている。

(特定最低賃金に係る改正決定の概要)

	最低賃金の名称	現行の 最低賃金額 (時間額)	改正後の 最低賃金額 (時間額)	引上げ額	改正 効力発効日
1	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	971円	1,000円	29円	令和5年 12月31日
2	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	971円	1,000円	29円	
3	石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	923円	963円	40円	
4	石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	915円	950円	35円	

【注】特定最低賃金の適用範囲は、別添リーフレットの裏面のとおりです。

石川県特定（産業別）最低賃金額の推移 （平成26～令和5年度） 石川労働局 【参考】

No	特定最低賃金	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1	一般機械	時間額	836円	849円	863円	880円	900円	920円	922円	946円	971円	1,000円
		引上額	10円	13円	14円	17円	20円	20円	2円	24円	25円	29円
		引上率	1.21%	1.56%	1.65%	1.97%	2.27%	2.22%	0.21%	2.60%	2.64%	2.98%
		発効年月日	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R元.12.31	R3.1.10	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31
2	自動車	時間額	836円	849円	863円	880円	900円	920円	922円	946円	971円	1,000円
		引上額	10円	13円	14円	17円	20円	20円	2円	24円	25円	29円
		引上率	1.21%	1.56%	1.65%	1.97%	2.27%	2.22%	0.21%	2.60%	2.64%	2.98%
		発効年月日	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R元.12.31	R3.1.10	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31
3	電気機械	時間額	781円	795円	810円	826円	847円	868円	870円	896円	923円	963円
		引上額	11円	14円	15円	16円	21円	21円	2円	26円	27円	40円
		引上率	1.43%	1.79%	1.89%	1.98%	2.54%	2.47%	0.23%	2.98%	3.01%	4.33%
		発効年月日	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R元.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31
4	百貨店	時間額	790円	800円	811円	820円	840円	860円	865円	890円	915円	950円
		引上額	9円	10円	11円	9円	20円	20円	5円	25円	25円	35円
		引上率	1.15%	1.27%	1.38%	1.11%	2.44%	2.38%	0.58%	2.89%	2.80%	3.82%
		発効年月日	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R元.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31
	紡績 (1)	時間額	735円	745円	758円	782円	782円	782円	782円	782円	782円	782円
		引上額	9円	10円	13円	24円	2(806円)	2(832円)	2(833円)	2(861円)	2(891円)	2(933円)
		引上率	1.24%	1.36%	1.74%	3.17%	-	-	-	-	-	-
		発効年月日	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	-	-	-	-	-	-

1 「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金」

→ H30年度以降R5年度までは改正決定することの必要性が認められず（改正なし）

2 石川県最低賃金の金額の方が高いため、石川県最低賃金（括弧内の時間額）が適用されます。



石川県内の最低賃金

最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

- 最低賃金は、パート・アルバイト等雇用形態に関係なく適用されます。また、労使が最低賃金未満で働くことに合意していたとしても無効となり、適用される最低賃金額で労働契約したものとみなされます。



石川労働局広報キャラクター「こうぼう」

地域別最低賃金 (すべての労働者に適用されます)

改正発効日 令和5年10月8日

最低賃金の名称	時間額	適用労働者
石川県最低賃金	933円	石川県内の事業所で働くすべての労働者 (特定最低賃金の適用業種で働く労働者で基幹的労働者でない者も含む)

下記のほか、石川県の区域には「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業最低賃金」が定められていますが、石川県最低賃金が適用されるため、時間額933円以上支払う必要があります。

特定最低賃金 (特定の産業で働く基幹的労働者に適用されます)

改正発効日 令和5年12月31日

No.	最低賃金の名称	時間額	適用労働者
1	一般機械 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	1,000円	石川県内の左記 No.1 ~ 4の事業所 (適用される業種は裏面をご参照ください) で働く基幹的労働者 基幹的労働者でない者 (特定最低賃金適用除外労働者) 【各特定最低賃金 No.1 ~ No.4 共通】 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 【一般機械 No.1、自動車 No.2】 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 【電気機械 No.3】 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
2	自動車 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	1,000円	
3	電気機械 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	963円	
4	百貨店 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	950円	



特定最低賃金が適用される業種

適用業種(日本標準産業分類による)	
1	金属素形材製品製造業(粉末や金製品製造業を除く) ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 その他の金属製品製造業(打ちはく製造業を除く) ポンプ・圧縮機器製造業 一般産業用機械・装置製造業(細分類が不詳なものも含む)(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く) その他のはん用機械・同部分品製造業 農業用機械器具製造業(農業用器具を除く)のうち細分類が不詳なもの 農業用トラクタ製造業 建設機械・鉱山機械製造業(細分類が不詳なものも含む)(建設用ショベルトラック製造業を除く) 繊維機械製造業(細分類が不詳なものも含む)(工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く) 生活関連産業用機械製造業 基礎素材産業用機械製造業 金属加工機械製造業 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 その他の生産用機械・同部分品製造業 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 産業用電気機械器具製造業(車両用電気配線装置製造業を除く) ~ の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が から に掲げる産業に分類されるものに限る。)
2	自動車・同附属品製造業 自転車・同部分品製造業 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記 又は に掲げる産業に分類されるものに限る。)
3	電子デバイス製造業 電子部品製造業 記録メディア製造業 電子回路製造業 ユニット部品製造業 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 民生用電気機械器具製造業 電子応用装置製造業 通信機械器具・同関連機械器具製造業 映像・音響機械器具製造業 電子計算機・同附属装置製造業 から の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が から に掲げる産業に分類されるものに限る。)
4	百貨店,総合スーパー 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記 に掲げる産業に分類されるものに限る。)

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」、「断続的労働に従事する者」など一定の要件を満たすものは、労働局長による最低賃金の減額特例許可を受けた場合、適用される石川県最低賃金、特定最低賃金を減額して支払うことが認められます。

複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定最低賃金が適用されます。

最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。具体的には、次の賃金は除外されます。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

石川労働局からのお知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」について

パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。

パート・アルバイトで働く方の中には、手取り収入が減ることを避けるため、働きたいのに一定の水準以上は働くことを控える方が生じる、いわゆる「年収の壁」について長年指摘されてきました。

これを克服するため、キャリアアップ助成金の新規コース創設、配偶者手当の見直し促進など、「年収の壁・支援強化パッケージ」をスタートしました。詳細は、厚生労働省ホームページなどでご確認ください。



問い合わせ先：年収の壁突破・総合相談窓口 電話：0120-030-045(受付時間 平日 8:30~18:15)

(R5.12)